

民生委員制度は、平成29年に制度創設100周年を迎えます。
あなたのまちの民生委員・児童委員をご存じですか。

●民生委員・児童委員とは

各市町村に置かれる住民の最も身近な相談・支援者です。各地域において、常に住民の立場に立って、相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努めています。

また、法律に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。地域の子どもたちが元気に暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援を行っています。

給与の支給はなく、無報酬のボランティアとして全国で約23万人、福岡県では約8,800人、筑前町では49人が活動しています。



●主任児童委員とは

子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。子育てを社会全体で支える「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」を推進するために、各市町村で民生委員・児童委員と連携しながら、子育ての支援や児童健全育成活動等に取り組む活動を行っています。

民生委員・児童委員のマークに、100周年を組み合わせた100周年記念のシンボルマークです。

●こんな活動をしています

地域の方の見守りや声掛け・地域の実態の日常的把握・どなたでも相談できる地域の身近な相談相手・困りごとが解決できるよう、必要な支援へのつなぎ役・福祉制度やサービスの適切な情報提供など、多岐に渡る活動を行っています。

～民生委員・児童委員は、あなたの必要な支援につなぎ、
地域のネットワークであなたを支えます～

ちょっと心配で、
相談してみようかな・・・。
でも、相談内容を誰にも知られたくないし、それに、民生委員さんが、
どの人か知らないんだけど。



●民生委員・児童委員には、守秘義務が定められています。同意いただいていないことを他の人に漏らすことはありません。

身近な民生委員・児童委員は、福祉課にお問い合わせください。

筑前町民生委員児童委員協議会

〒838-0802

筑前町久光951-1 めくばー健康福祉館 福祉課内

TEL 0946-23-8490 FAX 0946-24-8751

